

# 西池袋まちづくりニュース No.1

立教通り整備推進協議会 事務局

## ～立教通りの整備を検討しています～

豊島区では、立教通りの安全性、利便性の向上をめざし、整備に向けて検討を始めました。検討にあたっては、地元商店会・町会等の方々と「立教通り整備推進協議会」を設立し、ご意見をうかがっています。今後は、さらに広範囲の方々のご意見をいただきながら、整備内容を検討したいと考えています。



### 立教通りの現状

#### 避難経路の整備が必要

立教大学は、災害時の避難場所に指定されています。周辺住民の皆さんが安全に避難するための避難路としての役割が求められています。

#### 歩行者の安全性への問題

立教通りの歩道は、狭く、バリアフリー化が進んでいない状況にあります。特に、通学時間帯には歩道から人があふれた状態となっており、安全性に問題があります。

#### 西池袋通りの開通により、交通の流れが変化

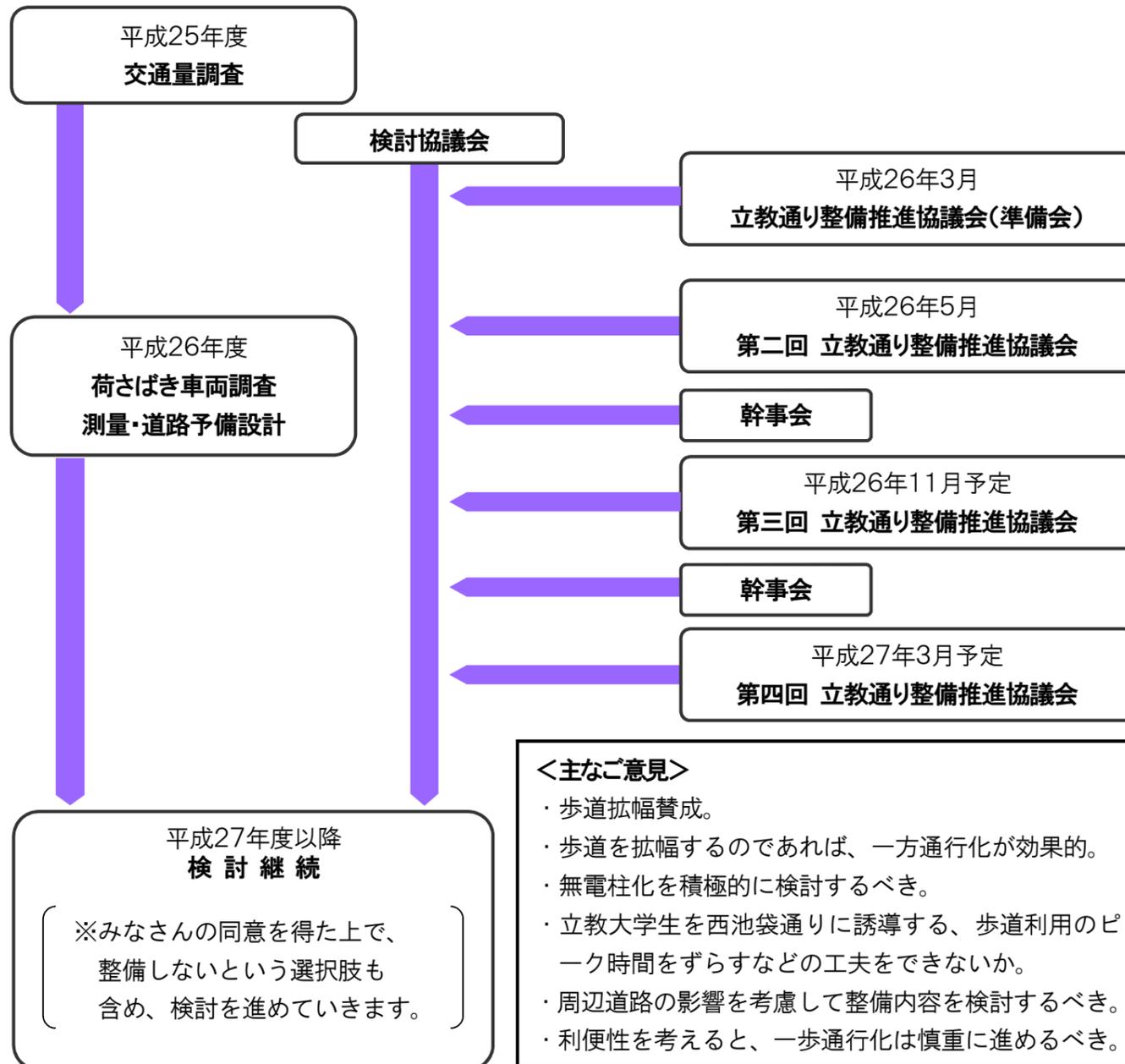
平成23年3月に立教大学の南側に西池袋通りが開通したことにより、以前は、混雑する要町通りの抜け道として交通量が多かった立教通りから、徐々に交通の転換が進みつつあります。

### 今後検討すること

- ① 歩道拡幅
- ② 相互通行・一方通行
- ③ 無電柱化



## 立教通り整備の予定



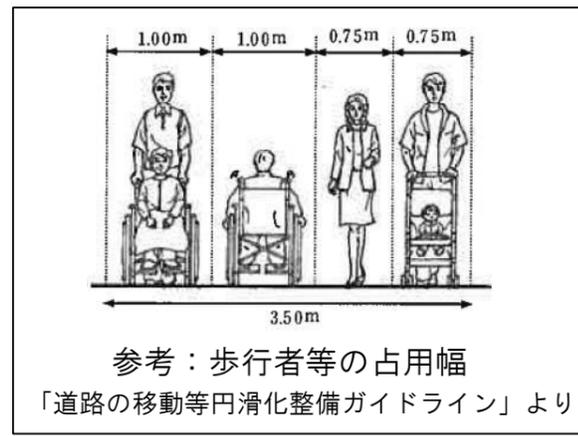
## ご意見

立教通り整備推進協議会では、来年3月頃を目途に整備の内容を固めたいと考えています。立教通りの整備に関するご意見等は、地元商店街（立教通り商店街振興組合、池袋乱歩通り商店街振興組合、西池商店街、富士見商店会、西池袋要町商店会）、地元町会（西池袋南町会、西池袋丸山町会、池袋二丁目南町会、池袋三丁目親交町会、千早一丁目町会）の代表へ伝えていただくか、もしくは下記事務局へお寄せください。お寄せいただいたご意見等は、協議会での検討材料とさせていただきます。

立教通り整備推進協議会 事務局  
豊島区道路整備課 担当:横田

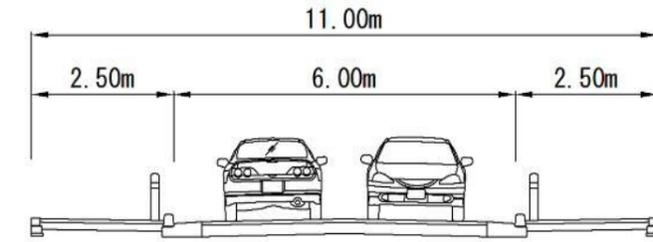
電話) 03-3981-4879  
FAX) 03-3981-1008  
E-mail: A0023309@city.toshima.lg.jp

# 今後検討すること(整備イメージ)



※平成25年度に実施した交通量調査より、立教通りのピーク時歩行者交通量は、現況歩道の幅員に対して明らかに多くなっています。  
歩行者がスムーズに通行するためには、少なくとも歩道の有効幅員が左右合計で約5.2m必要です。

相互通行の案



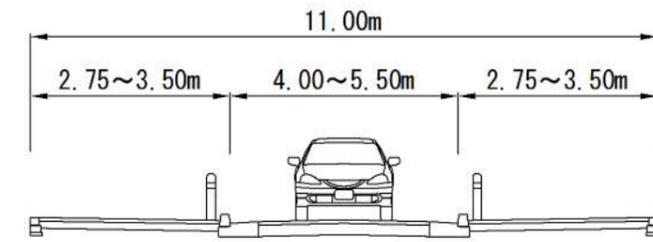
<両側の歩道を25cmずつ拡幅>

- ◇相互通行するには◇
- ・車道の幅員：大型車の通行を考慮し、6.0m程度の車道幅員が必要です。
  - ・歩道の幅員：左右あわせて5mの見込みです。

- ◇メリット◇
- ・現状よりも歩きやすくなります。
  - ・車いす同士がすれ違えるようになります。
  - ・現在の車の流れは変わりません。
- ◆デメリット◆
- ・歩道の幅員が十分とは言えません。
  - ・自転車が車道を通行しにくくなるのが考えられます。

・工期：約5年(～H.29)  
・費用：約3.6億円  
(国費・都費等を除く区負担額：約0.4億円)

一方通行の案



<両側の歩道を50~125cmずつ拡幅>

- ◇一方通行化するには◇
- ・車道の幅員：荷さばき箇所等は5.5m必要です。
  - ・歩道の幅員：左右あわせて5.5m~7mの見込みです。
  - ・一方通行化の方向：東向き(山手通り→池袋駅方面)を想定しています。

- ◇メリット◇
- ・歩行者が歩きやすくなることによって、回遊性が向上し、地域の活性化につながります。
  - ・電線共同溝の設置が可能になり、防災性の向上、景観の向上が図れます。
  - ・車道を歩く必要がなくなるため、安全性が向上します。
- ◆デメリット◆
- ・車をお持ちの方、パーキングをお使いの方にとっては、利便性が低下します。
  - ・車をお使いの方が遠回りを避けて、周辺の細街路を通行することが考えられます。

※一部相互通行の区間を残すことも考えていきます。

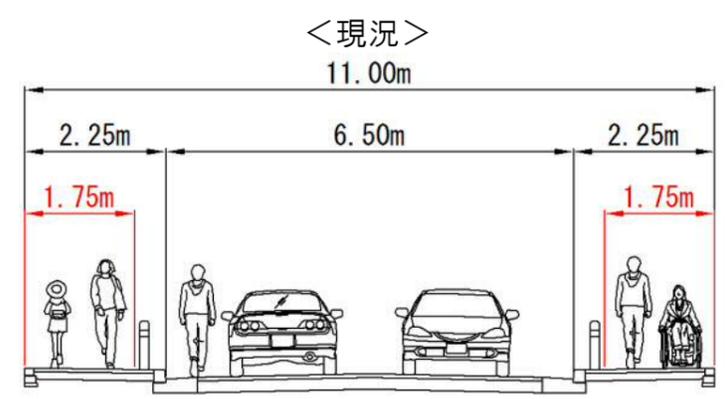
<電線地中化あり>

- ・工期：約10年(～H.34)
- ・費用：約9.7億円  
(国費・都費等を除く区負担額：約1.4億円)

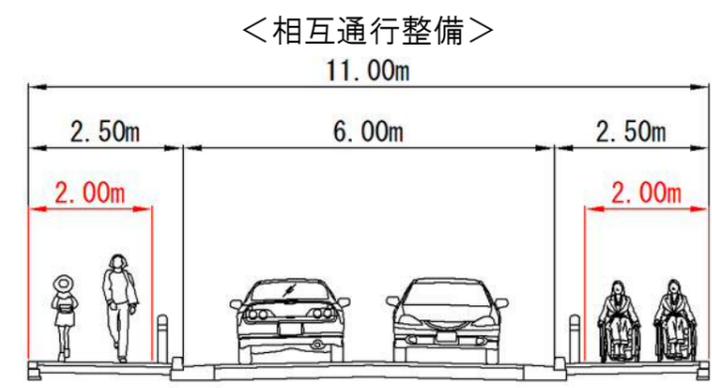
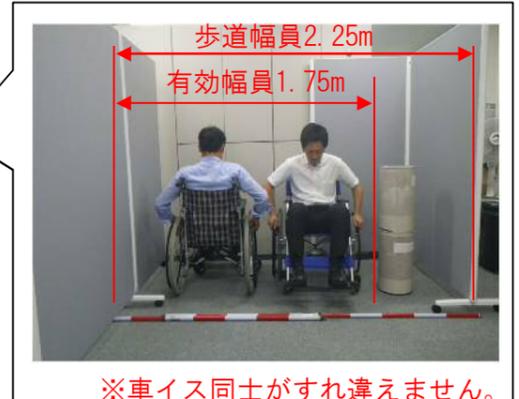
<電線地中化なし>

- ・工期：約6年(～H.30)
- ・費用：約3.7億円  
(国費・都費等を除く区負担額：約0.5億円)

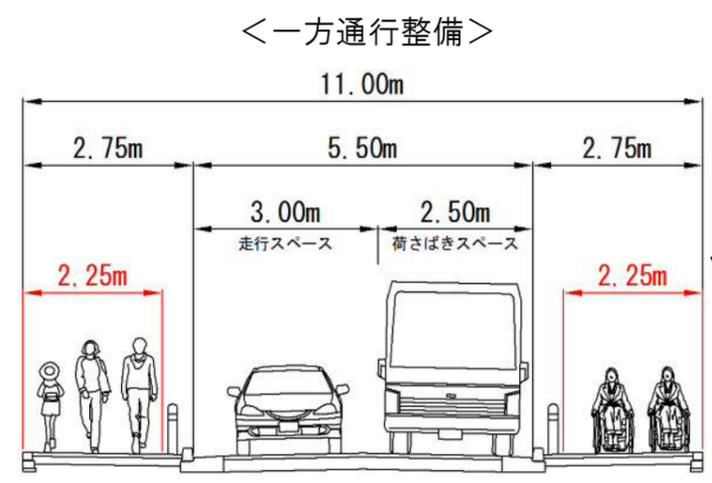
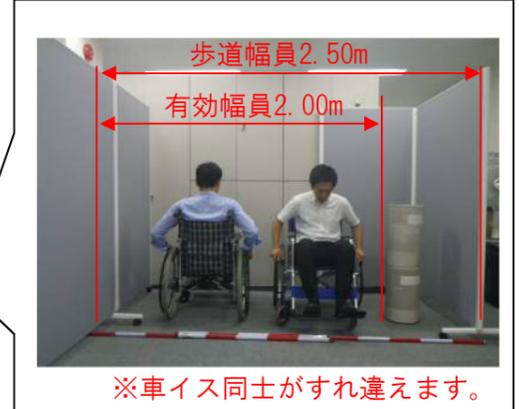
## 現況と整備イメージ (歩道イメージ写真)



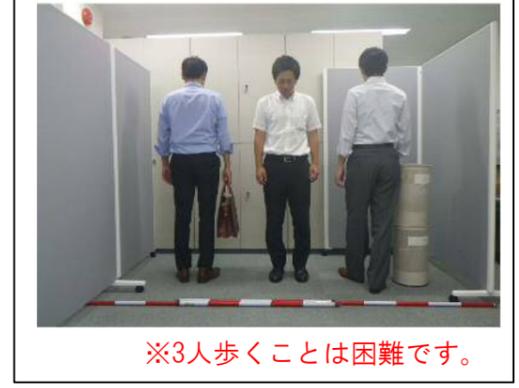
- ・車道の幅員：6.5m
- ・歩道の幅員：左右あわせて4.5m  
そのうち歩道有効幅員3.5m
- ・車いす同士のすれ違いができません。
- ・対面からの歩行者がいる場合、追い越せません。(追い越すためには車道に出てしまい、危険です！)



<相互通行整備>



<一方通行整備>



※荷さばきスペースのイメージです。

